

建設業の皆様へ

(淡路労働基準監督署からのお知らせ)



令和6年4月1日からは適用猶予事業においても上限規制が適用されることとなり、建設業の皆様におかれましては、長時間労働の是正や労働時間の縮減等への取り組みを進めていただいているところと存じます。

淡路労働基準監督署では、今後、「建設業に係る労働時間等説明会」を開催することを予定しており、建設業に係る時間外労働上限規制の内容説明のほか、建設業における働き方の改善事例等の紹介を行う予定です(時期は未定)。

つきましては、説明会への参加を希望される場合には、下記に必要事項を記入のうえ、下記メールアドレスあて送付をお願いいたします。

今後、優先的に開催案内を送らせていただきます。

記

- ・建設業に係る労働時間等説明会へ参加を希望します。

会社名	
担当者名	
所在地	
電話番号	

送付先メールアドレス：awajiroukisyo2811@mhlw.go.jp

※メールが使用不可の場合は、郵送で送付いただいても構いません。

本シートはホームページからダウンロードできます(PDF形式)。

【ホームページからのダウンロード方法は裏面をご覧ください。】

淡路労働基準監督署 監督・安衛課
所在地：洲本市桑間 280 番地の 2
電話番号：0799-22-2591